



発行 東京都

目次

規則

○東京都組織規程の一部を改正する規則……………(総務局人事部調査課)…

訓令

○東京都事案決定規程の一部改正……………(総務局人事部調査課)…

○東京都の標準的な職を定める規程の一部改正……………(同)…

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出…(産業労働局商工部地域産業振興課)…

規則

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月二十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第二百十九号

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程(昭和二十七年東京都規則第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「危機管理監」の下に「及び危機管理副監」を加える。

第十四条中第十五項を第十六項とし、第十四項を第十五項とし、第十三項の次に次の一項を加える。

14 危機管理副監は、危機管理監を補佐する。

附則

この規則は、令和四年十二月二十六日から施行する。

訓令

●東京都訓令第六十五号

東京都事案決定規程(昭和四十七年東京都訓令甲第十号)の一部を次のように改正する。

令和四年十二月二十一日

東京都知事 小池百合子

第十三条の表中

担当局長	担当局長があらかじめ指定する部長	を
担当局長	担当局長があらかじめ指定する部長	に
危機管理監	危機管理副監	

改める。

附則

この訓令は、令和四年十二月二十六日から施行する。

●東京都訓令第六十六号

東京都の標準的な職を定める規程(平成二十八年東京都訓令第六十一号)の一部を次のように改正する。

庁中一般 支庁 事業所 収用委員会事務局 労働委員会事務局

のように改正する。

令和四年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

第二条第一項の表一の部一の項中「危機管理監」の下に「危機管理副監」を加える。

附 則

この訓令は、令和四年十二月二十六日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあっては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年十二月二十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和四年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 新宿三丁目イーストビル
- 二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目一番二十六号
- 三 設置者名 東京商工会議所ほか三名
- 四 設置者住所 千代田区丸の内三丁目二番二号ほか
- 五 変更を行った設置者名 東京商工会議所
- 六 変更前の設置者の代表者名 三村 明夫

七 変更後の設置者の代表者名 小林 健

八 変更日 令和四年十一月一日

九 届出日 令和四年十二月五日

十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十一 縦覧期間 令和四年十二月二十一日から令和五年四月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 アトレヴィ大塚
- 二 店舗所在地 豊島区南大塚三丁目三十三番一号
- 三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社
- 四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 富士シテイオ株式会社ほか二十五名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 富士シテイオ株式会社ほか二十五名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社アトレストイルほか二名
- 八 変更前の小売業者の住所 千代田区神田富山町三十番二号（株式会社東京旭屋書店）
- 九 変更後の小売業者の住所 豊島区南大塚二丁目四十番一号（株式会社東京旭屋書店）
- 十 変更前の小売業者の代表者名 岡村 実（株式会社アトレストイル）ほか
- 十一 変更後の小売業者の代表者名 一ノ瀬 俊郎（株式会社アトレストイル）ほか
- 十二 変更日 令和四年六月二十九日ほか

十三 届出日	令和四年十二月八日
十四 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十五 縦覧期間	令和四年十二月二十一日から令和五年四月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十六 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

